

# 鳥取縣公報

## 監査公告

### ◇監査公告第四十六号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる  
総務部各課の定期監査を執行し、その結果を縣議會及び  
知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 德 太 郎

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 良 逸

監査した課名 監査年月日

人 事 課 昭和二十五年十月十日

地 方 課 同

知事室企画課 同 十月十一日

昭和二十六年二月二十二日 木曜日  
号 外

本書ノ大キサハ規定規格A五判

稅務課	同	十月十三日
秘書課	同	
廣報文書課	同	
統計課	同	
渉外課	同	十月十四日
會計課	同	十月二十六日
財政課	同	

### 監査概評

總務部各課の所管事務は内部的であつて縣民一般との接  
觸面は薄く甚だ地味にして外部には余り多く知られず縁  
の下の力持ち的の事務が多いが、企画から執行經費支払迄  
に至る所謂縣政施策執行上の根幹をなす事務であり、従  
つてこれが処理を怠慢したり杜撰に陥らせる場合縣政執  
行に与える影響は蓋し大なるものがある。  
今回監査した結果は各課共所管事務に精勵して遺憾なく

処理されているものと認めましたがしかし各課毎の事務内容  
或いはその処理方法等につき検討するとき、今後なお改  
善すべき点とか刷新を要すべきことが見られたので別紙  
の通り各課別概況に意見を附し報告致す次第である。

人 事 課 昭和二十五年十月十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

監査概況

人事行政は多岐多端に亘りしかも相当繁鎖な行政事務で  
あるが課長以下二十九名の職員により熱心にこれを遂行  
しているものと認められた。只此処に当惑しているのは永い  
間懸案となつてゐる地方公務員法が未だ公布を見ないた  
め人事行政執行上の確固たる基盤を持たないので、殆ん  
ど総べては国家公務員法とか或いは中央の施策方針に準  
拠を余儀なくされており、今後の人事行政のあり方と謂  
つた点につき目下の処困難しているようである。しかし  
現在特に留意し又改善すべきと認められることがらは次  
の通りである。

一、榮典、授与並びに各種褒賞、表彰について  
一般に褒賞、叙位、叙勲の授与制度が廃止されたかの  
感を抱いており又各種功績功勞者の表彰制度も低調の  
きらいがあるのでこれを強調し醇風美俗の高揚を計る  
上にこれ等は大きいに顯彰することが望ましい。

二、職員任用、配置の適正について

試験、採用、定員制、任用、転任、配置替と謂つた一  
連の職員配置態勢については公開試験 新規採用者の  
身元保証制、人事考課制度等種々施策を講じ又細心の  
注意を払つてゐるがなお次の点について考究すべきも  
のと認む。

(A) 人材登用の見地から昇任又はそれに伴う転任等に  
ついては適応性も撰択する條件として厳正な考課と  
試験を併用し情実を一切排除した制度の確立が望ま  
しい。尙本件は当課においても懸案中につき実現を  
期待する。

(B) 信賞必罰主義の採用が望ましい  
現在昇任増俸等については概ね機械的になされ勝ち

であるので厳正公平なる本主義により職員の英氣の  
醸成と能率の向上を図ることが必要である。

(C) 庁内各部課並びに各解等の定数を事務量に適合せ  
しめるため年一回位夫々の実情を科学的に調査検討  
し適正なる定数配置を図ることが必要と思ふ。

(D) 縣民の良き奉仕者となるため兎角乱れ勝ちになる  
縣職員の服務の状況、執務態度、窓口応接等につい  
て適時内部査察すると共に指導方針を樹立すること  
が望ましく。

三、事務能率の増進と超過勤務手当の適正支給について  
各部課解の職員定数、事務量、能率度、超過勤務実態  
等につき科学的、総合的に診断をなし実情把握するこ  
とが是非必要と思ふ。これが調査判定は人事行政の根  
底をなし最も重要なことと認めらるるので万難を排  
し実施を望む。次にこれと関連することがらであるが  
超過勤務手当は夫々庁解職員本俸の六分額を予算基準  
額としてゐるために全般的に不足の傾向であり、特に  
各解は本庁と異なり職員数が比較的少数である上に職

員の転退職等による新陳代謝が少いので勢い当予算は  
一定の枠に押えられていて弾力性なく絶対所要額にお  
いて甚だしく不足し支給不能に陥つてゐる。剩る現地  
業務なるため超過勤務は不可避の場合が多い。これ等  
の実情を検討するときは前記総合調査をして事務の円  
滑執行と手当の適正支給上の調整を図ることが必要と  
なる。

四、職員の研修と福利厚生について

本件については考究し実施に移されているもの二、三  
あるが本縣の場合未だ低調のきらいがある。最初は何  
れも経費を伴うものであるが研修については常設研修  
所を設立して研修を昇任の條件としなお人材養成の機  
関とするとも考えられ厚生福祉については寮舎或いは  
宿泊施設等の設置も考えられるので折角研究の上実  
現を期待する。

五、長期欠勤者の定数外について

現在長期欠勤者の五十名は各課所の定数内職員として  
取扱われているので事務事業執行上に及ぼす影響は尠

くないものと認められるのでこれ等は定数外として一個所にプールし執行態勢を整え円滑に執行せしめることが必要である。今後職員定数の改訂の際この点に考慮すべきである。

六、人事記録の整備について

履歴書、辞令原簿は旧態依然たる毛筆、記録のため事務能率を阻害しているが今後ペン書によるカード式に改善するよう考慮していることは誠に結構で機宜を得た措置と認め特筆に價する。早急に是非実施されたい。

七、事務の処理状況

全般的に良好と認められたが物品の出納保管について厳格処理に留意すべきである。特に物品出納員の備品貸与簿がないので保管個所別貸借を明確にして置くべきである。

地 方 課 昭和二十五年十月十日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当課の所管業務は地方事務所の統轄、市町村行財政

の指導監督、選挙事務、国民貯蓄奨励事務等の外に、ボツダム政令事務或いは地方配付税に更に市町村平衡交付金の配分事務、私立学校管理事務等相当複雑を極めているが課長以下職員の努力により遺漏なく処理されているものと認められた。

二、地方事務所にかゝる事務の執行状況或いはそのあり方と謂つた点については、曩に各地方事務所監査の際指摘した通りであるが、縣政隆替盛衰退は一に第一線行政機関である地方事務所の活動如何に負うところが多し。特に末端に対する縣政諸施策の徹底浸透を図ることは喫緊事につき地方事務所をより一層指導鞭撻してその徹底を期するよう努力が必要である。

三、市町村行財政の監査指導事務は一応各地方事務所委任しているが地方自治団体の自主自律と確立せしめる上においては現在の実施状況では不十分の嫌がある。殊に昨今あちこちの町村政に種々問題を惹起しつゝある際当該課として地方事務所に応援協力して町村の監査指導の徹底を図る必要を認める。

四、縣下町村合併問題については町村長会、経済団体等各種機關の協力援助を得て近く行政区画審議会(仮称)を設け、地理的諸條件その他特殊事情を調査究明して町村合併に関し眞剣なる方策を樹立されんとしていることは眞に結構であり、今後町村合併の促進のため同審議会の活潑なる活動と強力なる推進を期待する。

五、国民貯蓄奨励運動は本年五月各種機關の代表者を以つて縣貯蓄推進協力を設置し貯蓄運動を展開してきているが、本年度目標額に対し八月末現在の成績は一三%であつて昨年同期の二五%に比べると余りにも振つていないようである。今後一層拍車をかけ目標額達成に努力すべきである。なお本運動に対して従來国庫より助成を受けていたが本年度から打切られており経費の面で困難を感じているようであるが縣費支出を要請してもその方策を低下せしめることのないよう努力を希望する。

六、消防法並びに消防組織法の制定に伴い従來の消防行政及び運営管理は国より市町村自治体に移管されたが

技術その他運営管理万般に亙り貧弱となり消防力を低下せしめる惧れが多分にあるものと考えられる。しかるに現在当該課のこれが担当職員は僅か一名であつて強力なる指導の万全は期し得られないものと認められるので機構と陣容を整えその完璧を図ることを必要と認める。

知事室企画課 昭和二十五年十月十一日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当課は本年四月機構改革により従來の調査室、大山綜合開発事務局を合併し縣政の綜合的企画、調整の推進母体として発足したのであるが、当初より機制的に種々問題もあり又性格も劇然としておらず勢い事務の執行に浮動的性格の強い憾みがある。

二、当課は総務部所屬となつておるので現機構の上から

しても縣政の総合的企画執行を図ることは容易な業でない。例えば縣政の基本方策の企画樹立上將亦これが調査を執行するに際しても關係部課長會議の招集権も認められないので従つて総合的統一性を欠き活動も亦不活潑にならざるを得ないと謂つた隘路が認められる。このような観点からして当課を知事の直屬機關として一元的に縣政の企画面を担当せしめることが適当と考察されるので考究を要すべきものと思う。

三、現在執行中の主なる業務の概要は次の如くである。

△縣政綜合企画調査事務

年度当初縣政重要施策要綱を發表しこれが施策の達成に努めているが今春來から知事就任以來の縣政の実績と実態を蒐録した「縣政の実績概要」を近く公表すべく編纂に主力を注いでいるが發表時期を失しないことが肝要である。

△經濟復興委員會事務

經濟九原則の円滑且迅速な実施を図るため關係諸機關と連絡協調し活潑なる活動を續けて來たが漸次經

濟事情の好転の關係もあつて本年度に入りその活動面も消極的になつてきている。

△大山綜合開發事務

本事業については關係者の努力により昨年特定地域に指定され一応計画を樹立していたが、本年六月国土綜合開發法の制定に伴いこれが指定地域も解消となつた關係上新に開發法に基く地域の指定を受けるべく目下これが調査企画に慎重な検討を加えていくが早急本縣としての成案を得べきである。

四、縣綜合開發計画樹立上の一邊事業として新に縣下水

系別綜合調査並に縣民所得調査を実施すべくで懸案中のようであるが、これ等の基礎的調査は縣下の地勢、經濟、産業、勞働等の各部門別現況が確然とし縣政施策面に或いは綜合開發計画の推進上の最も當を得た重要調査と認められる。なお当該で行う給べての調査資料は只一編の机上資料として終らせぬよう直ちに諸施策に織り込み有効に活用することに留意すべきである。

五、さきの七月縣議會において縣綜合開發審議會條例が

可決され設置されることになつては未だ委員が構成されず遷延されていることは遺憾である。速かに委員を決定し本審議會を中心とした処の開發計画を樹て強力に推進すべきである。

六、當課所管の東京事務所の運営狀況についてはさきに同所監査の際報告した通りであるが、これが運営方針並びに活用について縣の統一した要綱を作成し活用の方途を講じて存在價値を挙げしめるようにすることが肝要である。要するに同所を只單に簡易宿泊所や事務取次の機關に終らしめることなく中央と連繫のとれた縣政の推進機關とするよう方策を樹てるべきである。

七、職員は課長以下二十一名であつて、庶務(九名)調査(二名)建設(四名)産業(三名)企業(二名)の各係を構成しこの内専門技師七名を配属し夫々各部門別に業務を執行しているが、その陣容は現在機構の儘では充分と認められるも前述の如く知事直屬機關とし縣政の綜合企画の推進力をもつ強力機關たらしむるためには有識人材を充實強化することが緊要である。

八、事務の処理狀況は概ね良好と認められたが次の諸点について今後留意すべきである。

- (イ) 知事宛の陳情書或いは請願書は一応これを取纏め關係部課に送付しているがその結末は何等徴しておらず従つて結果が不分明に終つていくことは遺憾である。關係部課と連繫しその措置頭末を徴すると共に陳情者に対してもその結果を識らすべきである。
- (ロ) 各種調査資料の蒐集はなるべく關係部課を利用し同一種類の重複調査をさけるべきである。
- (ハ) 知事會議その他重要會議の結果關係部課を通じて取纏め明確にして置くべきである。
- (ニ) 從來の調査室並に大山綜合開發事務局の一般書類の引繼がされていないので経理簿等は未整理の儘に放擲しているが關係書類の引繼を了し整理の上保存すべきである。
- (ホ) 毎月の各課行事予定を取纏めていくがこれに基き縣の主要行事予定表の作成しこれを各課に配布して事務事業の執行上の参考に資せしむることが効果的

00195

である。  
一 一般に文書の編纂保存は粗雑であり不分律であるから索引を附し整然として置くべきである。

税 務 課 昭和二十五年十月十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

監査概況

一、本年度鳥取及び米子に縣稅事務所を設置したが更に倉吉にも設置し稅務行政の充実強化と一元化を図るようし併せて現在の各地方事務所所管稅務事務を切り離し三ヶ所の單獨機關とすることが合理的であり能率的であると考えるので考究すべき事がらと思う。しかしその主なる理由として

(1) 地方稅制改革に伴ない稅務行政の強化が必要であり又能率化を図る上には稅務行政單獨機關とすることが必要となつてきた。

(2) 稅務行政は地方事務所の他行政と殆んど關連を有せず従つて所長は余り關心を持たず實質上財務課長

に一任している狀況であるし又寧ろ他行政執行上支障を与えるものとして、双方共分離を望んでいる傾向にある。

(3) 地方事務所他課係員と財務職員との更迭により稅務職員が未經驗者が多く素質も低下する惧があるが獨立分離すればそれが或る程度阻止出来る。又稅務職員が目前の他課の執務狀況と比較して意氣粗衰し怠慢の風潮に陥らせる惧がある。

(4) 現在の稅務關係職員数が集約され或る程度減員も可能となり又その他附隨經費も節減が図られる。

二、稅務職員の質的向上については留意しているとは思はれるが他の事務に比し民衆に接する機会が多く又直接利害と權利義務に關係することが多いので法的智識を必要とし又相當の經驗を要するが、特に新地方稅法が改正された今日稅務職員の研修については一層努力を傾倒さるべきものと認む。

三、入場稅の滞納は四月より八月迄の分が約二千万円ありこれが整理には分納等の方法を考慮中のようである

促進方につき配慮が必要と認む。

秘 書 課 昭和二十五年十月十三日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当課は知事に対する陳情、訴願の取次と一般來訪者の調整、応接及びその他一般的秘書事務であつてその狀況は円滑に処理しているものと認めた。

二 最近知事室及び知事公舎への陳情團及び一般來訪者が激増しこれが応接の調整に困惑しているようであるが知事側近者は如何なる場合でも執行狀態及び応接態度に注意することが肝要である。この点片内外で兎角批判され勝ちにつき常に親切丁寧、明朗の心構えが特に必要である。又知事への面接、取次適否の裁断を誤らないようにし過ぎたるは及ばざるが如きことのないよう慎重に配慮すべきである。

三、機密文書の取扱については課長自ら処理しているが各部課に關連するものは交付簿を作成してその取扱を一層嚴格にし文書の適確処理と機密保持に万全を

00196

が、稅の性質上至急整理を要するものと認むるにつき嚴重なる処置を望む。尙脫稅防止についてもポスター等により一般大衆の認識高揚に努めているも随時抜打的檢稅を行うとか何等かの対策を考慮すべきであらう。

四、昨年度の遊興飲食稅課稅は業者間の課稅額の均衡或いは序列の問題等で相當非難があつたので本年度の課稅は實體調査を行つていようであるが、これが把握については相當の苦勞と努力を要するものと認められる。も本稅の成績如何が縣の財政に大きく影響を及ぼすので本稅の適正課稅と徵稅の確保については格段の努力を希望致したい。

五、各地方事務所、縣稅事務所の賦課、徵收等稅務事務の執行狀況或いは職員の活動狀況等の内容査察と指導が余り充分に行われていないようであるが随時これを行い、適正賦課と徵收の円滑化を図るよう督勵指導が必要である。

六、提訴中のものが二三十件の多きに及び中に相當期間を経過せるも未解決のものがあるようであるがこれが

期すべきものと認む。

四、職員は課長以下六名であり事務の処理状況は概ね良好と認められたが、知事公舎に備付けてある備品は貸与簿によりその所在を明確にし置くべきである。尙本課は性格上課としての形態にすることは知事の秘書事務執行上に弊を及ぼすにつき秘書室として所管事務を迅速円滑に執行すべきであらう。

廣報文書課 昭和二十五年十月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 徳 太郎

監査概況

一、当課は元秘書課文書係、公報局 調査室法制係を統合し本年度より廣報文書課として発足しているが漸次その機能を活潑化しつゝあり殊に廣報活動に重点を置き諸施策を企画し実施面に移しつゝあることは結構である。

二、廣報活動は縣民時報、廣報とつとり、廣報資料の発行の外廣報技術研修会の開催、市町村廣報委員会設置、

その他各種講演会の開催を実施しているが、本年度においては更に世論調査、ニューカーの新設、映画による鳥取縣の紹介、街頭インタビューによる縣政の廣報、市町村廣報員の積極的指導等を企画しこれが追加予算も概ね認められたことは欣ばしい。申すまでもなくこれらは何れも縣政の民主化と縣民大衆の政治思想涵養の根底をなす重要施策であるから活潑且つ永続的に活動すべきものと認め今後期待を寄せるものである。

三、前項の如く相当多くの重要公報活動を実施せんとするに係員が臨時囑託を合せ僅か三、四名程度では徹底した活動は困難にして予期の成果を挙げ得られないではないかと思う。勿論縣主脳部関係機関の協力を指導に俟たなくてはならないが、何れの施策にしても中途半端なものとせず活潑に活動を図らしめることが必要であり、その爲めには今少し強化の要が認められる。

四、縣民時報 廣報とつとり、その他縣民大衆に直接繋がりをもち廣報刊行物は官庁臭があるとの声も聞かれるので活字、文体、記事の配列と謂つた点につき工夫

し平易にして解りやすく興味を感つた刊行物とし縣民一般に親しまれるものとするよう心掛けることが緊要である。

五、縣にて発行する定期刊行物は十三種類を数えているが末端における利用の効率経費の節減、配付の統一、能率の促進と謂つた点から綜合編集をするが良策と考えられる。しかし編集技術の面で困難な面があるものと考えられるので可能なるものよりこの線にもつてゆくことが希ましい。

六、各種縣例規は時代に即応しない相当以前のものが未だ多く存在し有名無実となつてのみならず事務の執行をも妨げている状況であるので急速に改正措置を講ぜしめ縣例規全集を改編し縣行政の基盤を明示すると共に事務の円滑適正を図らしめることが肝要である。尙文書編纂保管規程も大正十四年制定のものにして縣の文書簿冊の編纂保管実態も区々で乱雑の状況につきこれ又同様急速に改定しその統一と適正を図り職務の能率化を図るべきである。

七、文書の受付、発送、未決文書の処理促進と謂つた点が不文律のため取扱いが区々になり能率を妨げているので大正十一年に制定した庶務細則を改正して文書取扱いの統一と明確を期することが緊要である。又発信の際の対外的書翰或いは重要文書の文体、用語について当課が査閲することは考えるべきことがらと思う。

統 計 課 昭和二十五年十月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 徳 太郎

監査概況

一、一般統計並に各種統計事務は戦後相当膨張しているがこれは国の委任事務であり縣独自の統計は殆んど見られない。漸く二十四年度において鳥取縣特別消費者價格調査をし又縣勢要覽編集程度である。縣費支弁職員五名も昨年度定数條例設定の際削減される等全く縣費による統計は度外視されている。科学的縣政施策を企画するには凡ゆる角度から見た縣独自の各種統計が必要と思うがこれ等の点について考慮されるべきものと思

二、他官庁、会社、團體、学生等の統計資料の利用度は漸次昂まりつゝあるようであるが機密に属するもの以外はこれが展示、公開も考えられるべきであつてこの点当課において統計資料室開設につき考究中と聞くが結構な施策につき実現されることを希望する。

三、統計事務は技術化した事務にして相当の経験と修練が必要につき統計職員は已むを得ざる場合の外は勤続せしめる事として成るべく転動は避けることが望ましい、又養成のための措置も必要である。

四、統計事務は地味にして煩鎖であり又努力を要する事務にも不拘、課長以下職員の努力により円滑に遂行されているものと認められた。

渉外課 昭和二十五年十月十三日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当課は進駐軍に対する一般渉外事務及び労務の提供管理事務並に民事部からの重要指令による調査その他

資料、報告等の事務を管掌しているが、昨年十一月地方軍政部が廃止され中国地方民事部直轄となつたため従来各部課を通じて行われていた各種渉外事務は悉べて当課を経由のこととなり、統一的な一元的处理となつたため当課の事務は増大し幅狭している。このため当初これが調整に困難の面もあつたようであるが現在では連絡上の齟齬もなく系統的業務の完遂を図つてゐることは結構なことである。今後遺漏なく一層業務の完遂に努められたい。

二、渉外業務促進上進駐軍関係との連絡調整のため交際費として相当額の経費を計上されているが支途について見るに渉外交際費と認められないようなもの或は支出を抑制すべきものであると思はれるようなものが見受けられたが今後努めて冗費の節約に留意すべき要を認む。

三、職員は課長以下二十六名でありこの内翻譯職員が現在 名病氣のため欠勤中であつたが、これがため翻譯事務に支障のないよう配慮すべきである。

四、その他の事務処理状況は概ね良好と認められたが備付備品の保管々理については一層嚴格を期せられたい。

特に旧軍政部駐屯中貸与せる備品で引揚当時相当数を廃棄処分として整理しているもの又現在情報部に貸与中のもので借用証がないものがある等取扱上散慢の点が認められたので書類上の手續を講じその保管々理の万全を期して置くべきである。

會計課 昭和二十五年十月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎

同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当課の所管事務は縣歳入、歳出、用度並に国庫經理事務の如く會計課本來の事務の外に縣管印刷所の運営、庁内電話及び縣有自動車の管理操作、守衛、小使の指導監督による庁内取締と謂つた多岐多端にして煩繁な事務を担当しているが、課長以下職員の努力と細心なる注意により殆んど事故を生ぜしめず円滑に執行され

ていることは結構である。

二、歳出関係事務は縣予算の膨張と共に件数もかなり増加し取扱手續も相当煩雜となりつゝあるが、支出決議書が庁内各課より回付されてから支払完了までの日数を短縮することに意を用い、支払の迅速化を図つてゐることは眞に結構である。しかし支出決議書の内容審査について時折不充分のものが見受けられるのでこの点注意が肝要である。

三、例月出納検査の際常に注意を促してゐることであるが各課局に対する前渡資金の精算の遅延するものが多いのでこれを迅速に処理せしめる措置が必要であるし又法に認められている以外の前渡資金も抑制するよう留意すべきである。尙立替払支出もかなり多いがこれは法的に認められていないので已むを得ないものゝ外は極力抑制すべきである。

四、歳入関係事務の中税外収入の迅速、適正收納を図るため、税外収入徴收條例を設置すべく懸案中のようであるが縣の例月出納検査或いは各解の定期監査の際に

れ等税外収入金の収納状況から見ればその取扱いは不文律であるし緩慢にしてその時々適確収入されてない憾みがあるのでその実情からして前記條例の設定により収納事務の円滑化を図ることは最も時宜を得た方策と認められるので是非実施方希望する。

五、收支の均衡に意を用うると共に毎月の收支計画を樹て資金繰の円滑化を図つてゐることは結構である。尙収入金は兎角収納が停滞遅延する傾向にあるので常に収入状況を把握し特定財源の遅延するものに対しては各部課に警告を発し督促して早期に収入措置をとらせよう配意を希望する。

六、用度事務は六名の職員が管掌してゐるが需要物品の購買並に出納事務の外に縣管印刷所の運営管理、庁内電話、縣有自動車等の管理操作、守衛小使の指導監督、庁舎内外取締等相当廣範にして煩雑な事務を担当してゐるが、現在の機構陣容では所管事務の完全にして徹底した処理は困難と認められる。今後における物品購入の改善、物品出納保管々理の厳正、縣管印刷所の整

備と経営合理化、電話の自営計画、庁内取締の徹底等について完璧にして遺漏のないよう実施するには用度係員の増強か出来れば用度課の新設が望ましい。

七、出納員の研修と素質の向上については常に考えられてゐるようであるが、これは強度の方策が必要で最も緊要事である。即ち年一回の事務協議会のみならず短期講習会を行う等会計経理事務担任者の知識の涵養と素質の向上を図ることが肝要であるし又出納員の任用の際には一般吏員以上に素質を吟味し又身元保証制度の採用等も考慮すべきである。

八、その他予算執行上の合理的経理と不正防止、各課会計検査と指導の徹底、税外収入金の収納促進、庁内取締並に火災盗難予防、支払窓口の改善等については意を用い漸次改善されつゝあるものと認めた。

財政課 昭和二十五年十月二十六日 監査

監査委員 柳 谷 保 一  
同 倉 繁 良 逸  
同 岸 本 政 嘉

監査概況

一、貧弱なる本縣財政の総合計画については社会経済事情の変転極まりなき情勢下に対処して各種縣行政施策の効率化を勘案すると共に收支予算の均衡に多大の苦心を払つてゐるが、特にその主要財源である財政平衡交付金並びに縣債の獲得には並々ならぬ腐心をして財政上の円滑化に努力してゐるものと認める。しかしその結果についてはなお遺憾とするものがあるので一層の奮起を望む。

二、当課のみに限らず縣全体として財政平衡交付金の増加獲得対策については縣首脳部、縣議會、縣出身国会議員並びに在京縣出身有識者を以つて一丸となり強力に運動されることが肝要である。特に富裕府縣と貧弱縣の財政上の均衡上將亦縣の如き特殊事情を有する縣を有利に導くためには基準財政需要額算定方法及び基準財政収入額並びに測定單位の數値の補正方法の科学的基礎資料を提出して事務的折衝すると共に、他方貧弱縣との提携強化により政治的に折衝する等兩面から

中央政府に対し働きかけ理解と認識を得て、來る本決定の際の増配と特別交付金獲得に一層の奮起と努力を希望致したい。殊に本交付金制度は本年度より実施されたのでこれが前例となり今後における改定は困難となる惧れが多分にあるのでこれが対策に万全を期し眞に立法の趣旨に叶える実施を見ることが緊要と思う。

三、縣予算編成後の縣政各事務事業の執行状況の監視は縣議會並びに吾々監査委員の職務範囲ではあるが財政当局の立場から追加予算或いは次年度予算編成上の参考資料とするためこれ等の執行状況を努めて調査視察することが緊要と認める。

四、縣予算全般の收支の均衡については違算のないよう留意してゐるが、各部課執行の個々事務事業別決算上から見るととき不確實収入予算により歳入欠陥を生ぜしめてゐるものがあるので、予算執行状況を常に把握してこれを防除すると共に財政計画に支障を生ぜしめぬよう一層の留意を望む。

五、縣庁舎並びに縣公舎の増築についておうむね考慮さ



00203

れているようであるが現状は甚だ狹隘であり又不足しているので縣の財政事情をしん酌して年次計画による増築は必要と認める。

六、縣有財産の取得管理及び処分、調査は縣有財産取得管理及び処分事務取扱手続第十條により九月一日現在により各課課長より所管財産高の実態を報告せしむることとなつてゐるも、これが報告を怠慢し勝ちのため財産に異動を生じたるもので台帳に登載洩れのものが見受けられるので主管課並びに解にこれが報告方励行を促し財産管理の厳正を期すべきである。

七、その他事務の処理状況は總体的に良好と認められた。

◇監査公告第四十七号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年度にかゝる鳥取縣選舉管理委員會の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及び知事並びに選舉管理委員會に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員 倉 繁 良 逸  
選舉管理委員會 昭和二十五年十月十日監査  
監査概況

一、昭和二十四年度及び二十五年度における選舉事務の概況は次の通りであつて何れもその管理の万全に努め円滑に運営してゐるものと認められた。

△昭和二十四年度

委員會招集 四回  
衆議員總選舉 投票率 八一%

縣農地委員選舉

投票率

第一選舉区 第二選舉区

一号 無投票 九五・六三%

二号 九六・七% 九七・六二%

三号 九六・五% 九七・六二%

(十月現在)

△昭和二十五年年度

委員會招集 七回

參議院通常選舉 投票率 八二・五%

縣漁業調整委員選舉 九五%

00204

二、縣民に対する正しい選挙の啓蒙宣傳並びに政治意識の涵養普及については、選挙執行都度夫々の角度から施しその結果は前記の通り全国的にも優位な投票率を示しているのは結構であり今後更にこの成績を持続するよう一層の努力を希望する。

三、選挙の公営化に伴い選挙に関する経費の増大は止むを得ざるものと認むるも、教育委員の半数改選に七百万円の純縣費を支出する等は節約の余地なしとせざるにつき今後これ等経費は出来る丈節約方充分工夫考究すべきである。

四、職員は専任書記二名であつてこの外兼務書記として地方課職員三十八名(内十八名は各地方事務所駐在)

であるが、諸法令の制定或いは改正に伴う各種委員の選挙事務及び政治資金規正法に基く所管事務は加速度的に増大しその処理は量、質両面からして過重の点が窺われる。加えて職員は総べて夫々重要な本務を担当しているの、選挙事務に専念することの困難を訴えている。当局の考究が望ましい。

五、事務の処理状況は概ね良好と認められた。

◇監査公告第四十八号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年度にかゝる鳥取縣公安委員會の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及び知事並びに公安委員會に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉  
同 倉 繁 良 逸

公安委員會 昭和二十五年十月十七日監査

監査概況

一、本委員會発足以來縣警察行政に関しては國家警察縣本部を指揮監督し又密接不離なる連繫をとり一体となり極めて円滑適正に執行されてゐるものと認められた。

二、特に警察の民主化に意を用い二十四年度においては縣下各地区警察署單位に各階層代表者と公安委員との座談会の開催、防犯展覽会の開催、防犯モデル地区の

指定、諸官庁、児童福祉施設、学校、報道機関等の諸機関との連絡調整等積極的に活動し効果を収めているが、二十五年現在迄において主なる施策は警ら制度の実施のみに止まり稍々低調に陥いつている傾向にあるので引き続き民主警察に重点を置き民警協力により防犯と検挙率の向上を図るよう配慮が望ましい。

三、二十五年度は指紋登録実施してあるがこれに対し漸次縣民の警察に対する理解を得協力的となりつゝあることは欣ばしい。現在これが採取登録済のもの二ヶ町村一学級(人員、九九〇名)であり、目下希望により実施予定のもの八ヶ町村(予定人員一八、七四二名)を数えているが、一層積極的に勸奨して順次全縣下に及ぼしめ民警一体による防犯及び捜査両面の完璧を図るよう最善の努力を希望致したい。

四、本年度に入り犯罪発生件数は増加の傾向を辿つているが四月中の兇悪犯の検挙率及び五月中の刑法犯の検挙率は何れも全国第一位の好成績を収めていることは欣ばしい。何分これが捜査費が国庫経費のみで不足に

て四苦八苦の様相であるが、縣下の治安上から見てもこれが経費は一層縣費による補足が望まれており、從來の如き弊害の伴う民間よりの寄附受入れの禁止されている今日犯罪捜査の強化を図る上からしてもこれが経費補足は考慮されるべきものと認め。

五、民主警察の徹底、警備警察の強化と機動力の充実、警察官の待遇改善と教養対策等について縣独自の方策も考慮されているが、縣費は殆んど見られていないので画餅に終つていようである。これが最少限度実施に移さしめる上からしても、縣費補足も考慮すべきと思ふ。

六、公安委員室は警察隊長室に比し廣さ、設備の点で見劣りの感があるが職責上から謂つても人数からしても今少し考慮されるべきではないかと思ふ。

七、公安委員会書記として雇員一名配属しあるも不足のため国庫配当の警察事務官を補充し委員会事務を補助せしめている。しかもこれらに支出命令事務及び物品出納の事務を担当せしめているがこれは身分上から謂

つても適當でない。縣事務吏員を配属することが必要である。

◇監査公告第四十九号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる縣議會事務局の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉  
同 保木本 徳 太郎  
同 柳 谷 保 一  
同 倉 繁 良 逸

縣會事務局 昭和二十五年十一月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉  
同 柳 谷 保 一  
同 保木本 徳 太郎  
同 倉 繁 良 逸

監査概況

一、当事務局は昭和二十一年十一月現議事堂内に設置され翌年五月地方自治法施行と共に地方自治確立上の立法及び議決機関である縣議會の運営を円滑ならしむる補助機関として量的にも画期的改変を行い、爾來各般の事務促進に努めその運営は円滑に執行されているものと認められた。

二、施設について

(1) 昨年竣功費二百万余円を以つて一部改築されたが現議事堂は明治二十二年建造のもので相当老朽であつて壽命年数も経過しているので今後の維持も危まれており、又内部施設の改造を要する面も考えられる。即ち庁舎との連結、廊下の架設とか二階議場に便所の設置の要も認められるので考究すべきものと思ふ。

(2) 現在の各派議員控室は玄関口であり設備も粗末であるが、縣民代表と謂う見地からしても控室の配置並びに設備の点に配慮が望ましい。

(3) 議員會館の必要は能率上、経済上その他種々の点

00207

よりして痛感される処であるが、縣財政の事情より考  
え早急には困難かとも考えらるも、今後において常  
に留意してこれが実現を期すべきである。過去数年  
前において之等に充たすべき縣有建物を払下げ処分  
をしたるが如きは思慮のたらざりし憾みがあり甚だ  
遺憾に思う。今後縣有財産の処分の際には慎重を期  
し利用面を充分考慮する必要がある。

三、議會活動を活潑にし議案審議の完璧を図る上の資料  
はその要請に応える丈の資料調査は困難と認められ  
るので、これが強化対策を樹て日常これが各種資料を  
調査し置くことが最も緊要のこと、思う。

四、縣民並びに各種団体からの陳情、請願書の処理につ  
いて従來議會に附議される場合件名題目のみの一覽表  
を作成し上提されているが、これでは眞の陳情、請願  
者の主旨並びに内容意図等が不明確につき今後内容要  
旨をも記載し審議上に遺憾なからしむることが緊要と  
認む。又これが採択されたもの、結果について關係当

局より何等の報告を徴していないので、今後はその結果  
について報告を求め陳情者或いは請願人の趣旨に添う  
よう配慮すべきである。

五、議會図書室は昭和二十二年十二月に開設されている  
が現在施設の狹隘と設備の貧弱の点は早急考慮すべき  
である。又蔵書は現在一千余冊あるが今後更に充実す  
ると共に宝の持ち腐れとせず購入図書はその都度周知  
して議員を初め各方面の利用度を高めさせるよう配意  
が必要と認める。

六、本縣議員定数と事務局職員数との比率は他府縣に比  
べると相当高率であり、又議會費予算と縣總体的予算  
との比率も同様かなり高率となつてゐることは着目す  
べき点であらう。

七、議案その他會議説明資料が縣より提出が遅れ會議  
會開催直前に提出される場合が多い点及び會議議會の  
際の質問による回答が事務局を経由せず議員個人に直  
接なされるのでこれが結末処理する上において支障を  
生じている点等で事務局はその処理上困惑しているよ

00208

うであるが、縣側はこれが善処に努めることが必要で  
あり留意を望む。

八、職員は局長以下二十四名でその内訳は総務課(一〇  
名)調査課(七名)議事課(四名)図書室(二名)で  
あつて事務の処理状況は概ね良好と認めだが左の点留  
意されたい。

(1) 會議録(原本)中議員署名印洩れのものがあるが  
これを整理し今後會議都度徹し嚴格にし置くべきで  
ある。

(2) 議會議事速記録の発行が遅延し順序不同であるが  
迅速化を期すべきである。

(3) 図書貸出における回収状況は放擲し勝ちである、  
貸出について期間の嚴守と嚴格を期すべきである。

九、會計經理の出納状況  
給体的に概ね適正に執行されているものと認めたが今  
後左の点について留意されたい。

(1) 各種經費支払中に爾後伺いであつたり立替支払の  
ものが相当多く見られるが緊急已むを得ないものを

除く他は事前伺いにより支出の適正を期されたい。

(2) 支出伺中局長決裁のみで処理されているものがあ  
るが適正でない。正規の手續を経て經理すべきであ  
る。

(3) 物品購入の場合正規の手續を経ず購入されている  
ものがあるが、縣會計規則により購入すべきである。

◇監査公告第五十号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十五年年度にかゝる  
左記解の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會  
及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

監査した年月日

一、蚕業試驗場	昭和二十五年十二月八日
一、水産試驗場	右 同

00209

蚕業試験場 昭和二十五年十二月八日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

監査概況

- 一、本場における試験研究は益々業績の向上を見ており昨年度に比べその眞價を發揮しつゝあるものと認められた。
- 二、桑園改良指定試験として二十二年度より大山地域の寒冷にして火山灰土地帯に栽桑試験地を設け肥料試験、桑葉品種試験、胴枯病予防試験と簡易な蚕業技術等につきかねて試験研究して本年度成果を得た。その結果大山地域の開拓民がこれに着目し漸次桑園を拡張し養蚕の氣運に向いつゝあることは特筆すべきものと認められた。
- 三、晩秋蚕に与える稚蚕用桑葉々素の化学試験による良否の判定をするため土質によつて桑葉に与える影響及び施肥による葉素の變化等につき化学試験の結果を得て育桑と蚕作安定に貢献したことは結構である。
- 四、二十四年度より計画されていた赤蠶菌による蠶蛆病防除試験を十萬円の経費を以つて購集荷機関に配付した。

- 実施した結果好果を収めたのでこれを培養し一部養蚕家へ配付し予防驅除に貢献しているが、今後全養蚕家へ配付して一層これが驅除徹底を図られたい。
- 五、事業の成果を書類簿等の片隅に積み重ねておくことは試験研究機関として最も戒むべきであつて、昨年度迄は養蚕家に対する周知が不充分的の憾みがあつたが、本年度は鳥蚕要報を随時発行して關係機關、技術員或いは養蚕家へ配付し又ラジオ、新聞等により周知せしめ養蚕及び桑園技術の改善に努めていることは欣ばしい。今後共試験研究結果の普及周知には遺漏なきよう留意せられたい。
- 六、養蚕室建物一棟の外廊は昨年度と變り一応補修されよくなつたが、今後内部造作(天井、建具等)につき補修を要するものと認められた。尙各養蚕室の採暖は何れも木炭を使用しているが経済的及び能率的或いは火災予防の観点から電熱採暖とすることが望ましい。
- 七、縣の氣候風土に適応した蚕品種の奨励は蚕業技術指導所迄に止り一般養蚕家迄には普及していないようである。

00210

あるから試験研究都度獎勵品種の普及徹底を図ることが緊要である。

- 八、傭人(助手)の採用については縣の認可を経ることとなつてはいるが、當場業務の性質上応急の場合支障を生ずることがあるようである。尙高級技術員に比し助手が少いため業務の執行に困難を生じている模様につき今後配慮すべきものと認む。

九、經理その他事務の処理状況は概ね良好と認められたが左記の收入事務につき一層嚴格処理を望む。

- (1) 春蚕、初秋蚕、晩秋蚕生産額合計二十七貫余を倉吉町横山延信に売却しているも長期に亘り未調定の儘とし收入してはいないのは適當でない。
- (2) 所長公舎賃付料を全然未收としているのは適當でない。

水産試験場 昭和二十五年十二月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概況

- 一、當場は昨年十一月總工費三百九十三萬八千余円を投じ本場を岩美郡大岩村に、分場を西伯郡境町に新築し、従來兎角活潑を欠いてきた試験研究の刷新に努力しており漸次本縣水産業振興に貢献されつゝあるものと認められた。
- 二、施設は庁舎建設当時一応整備されたるも実験用機械、器具その他内容は充全でなく又水産技術陣容も充分とは認められないので、本場の使命を發揮するに困難の面が窺れる。今後これが充実整備を図ることが必要である。

三、業務執行状況

(A) 漁撈試験

本試験に要する諸経費は生産收入で全部賄つてはいるが、特に本年度は未開發漁場の開拓調査経費として純縣費五十萬円を加え海洋資源の開拓に重点を指向し、漁群探知機の導入により一層科学的に新漁場の開拓に乗り出しておりその成果が期待される。又一面魚介藻類の増殖等による洞遊性浮魚の探索調査研

究等を行い堪えず浮魚の移動調査資料を業者に速報し相当の効果を収め多大の示唆を与えていることは結構である。

( ) 増殖並びに養殖試験

内水面増殖事業は縣下主要河川に逐年相当量の稚魚を放流し相当の実績を挙げており、又大山増殖場において輸出向紅鱒の増殖を行いその育成は順調のようである。一方養殖事業では近年相次いで生ずる中海の「カキ」の被害調査研究と斃死対策に努めているが未だ根本的原因も不明のようであり之が原因究明は焦眉である。

( ) 製造試験

生鮮水産物の加工改良並びに鮮度の保持試験に科学的な研究を実施し特に本場創案に係る鮮度簡易測定法については基礎研究を終りその結果を発表し、既に縣内外業者の一部には実用化しているものもあつて好評を博していることは結構である。今後の普及宣傳と指導に努むべきである。又境分場にて近く魚油製造試験によるビタミン肝油の製品化を計画中で

あるがこれを事業化し得るか否かは今後の研究課題であらう。

四、当場は海浜適地に移転したのであるがあまりにも本縣東部に偏在している。昨今業者の行詰り等が傳えられる折柄水産諸問題の打開策は水産知識の普及と更に新規の漁法漁具の導入改善等を図らねばならない。これらため西部地区指導は境分場を強化し東西相呼応し高度な試験研究する等水産業振興の原動力として業者の先導者たらしむべきものと認む。

五、当場の各試験研究事業の経費財源に相当額の生産収入を見込んでいたが、天候、海況等により計上収入が挙がらない場合等あり折角の試験研研もその機能を發揮し得ざることとなり支障を与えている。今後事業費予算については充分なる配慮が望ましい。尙参考迄に各種試験経費に対する生産収入負担率を示せば次の通りである。

○漁撈試験費

(但し未開発漁場調査費五十万円を除けば一〇〇%)

六六%

○製造試験費

六四%

○増殖試験費

五四%

○養殖試験費

三〇%

六、當場試験船鳥取丸の老令船なることは前回監査の際にも指摘したのであるが、故障個所続出し其の都度応急修理に止め操業せしめているが、人命にもかゝることももあり又二十六年度には海上保安部の定期船体検査の予定でもあり、実情を検討すれば何れ代船建造は免れぬことと謂わなければならぬ。この際当局の配慮が望まします。

七、當場施設建物は海浜地にして相当高地に建築されているため潮風、飛砂等により建物周辺の地盤に極度の変化を來し、又新築早々随所に雨漏個所を生じ天井、側壁等に腐蝕しつゝある。当初の建築に疎雑な感が窺れるが、不取敢補修工事を行うと共に地盤保護並びに砂防対策を緊急講ずべきものと認む。又防火施設については何等方策がない早急整備すべき要を認む。

八、職員は場長以下二十三名(含船員)で定員に対し二名欠員中であり、各係別技術陣容は漁撈三名(船長一、

機関長二)増殖二名(内一名水産課勤務)製造二名計七名であり、當場運営に障害を來す状況で、特に漁区拡張問題等で免角云々されている折柄でもあり、行詰つた本縣水産漁業の打開策は第一線技術陣容の強化に待つ処大なりと感じた。

九、経理その他事務の処理状況は良好と認むるも左の点留意改善された。

(イ) 漁獲物を地元漁業組合に払下げていたが代金収納が著しく遅延し、六月以降十月中旬までの払下代金十万余円を一括十月末に調定収納しているが縣会計規則によりその都度調定収入すべきである。

(ロ) 正規生産物引繼簿を作成し一層引繼の厳正を期すると共に払下並びに試験場使用等出納簿による区分を明確にすべきである。

(ハ) 製造工場備付機械器具の保全管理手入が充分でない。

(ニ) 物納品出納簿、交付簿、購入簿、貸与簿等の整理が不充分であるし交付簿、出納簿を混同している。

(例) 書類の整理が不充分である。件名別に索引を附し  
嚴重に整理すべきである。

◇監査公告第五十一号

地方自治法第二百四十條に基き昭和二十五年第一回臨時  
出納検査を執行し、その結果を次の通り縣議会及び知  
事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

昭和二十六年二月二十二日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	保 本 德 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸
立会縣會議員	入 沢 仁
同	平 賀 傳 一
同	音 田 宗 一

記

○検査した年月日 事務 検査 昭和二十五年十二月七日、九日

本 檢 査 同 年十二月十二日

○検査の対照

昭和二十五年十月末現在に於ける縣歳入、歳出、現  
金出納、証券出納その他一般経理出納関係事務。

一、一般会計歳入

(1) 予算に対する収入状況

十月末現在予算現計額に対する収入済額の比率は四  
八%にして九月末現在の四三・五%に比較すると四  
・五%の上昇を示している。

右平均率を上廻つてゐるものに公営企業及び財産收  
入一〇・一%、繰越金九二・九%、繰入金八二%、地  
方財政平衡交付金七六%である。尙国库支出金四七  
%、使用料及び手数料四五%、分担金及び負担金三  
九%、雑収入三八%、縣稅二五%であり、寄附金八  
%、縣債〇%は低調である。特に年度半ばを過ぎた  
十月末になお調定の運びにさえ到つていない縣債二  
億七千八百二十九万円を始め、船舶使用料一百八十  
三万四千円、青果物検査手数料三十万円、小売業者

登録手数料十一万五千円、過少申告重加算金十一万  
円、産業用火藥類使用許可手数料四万五千円は所管  
課責任において急速調定し収入措置を図るべきであ  
る。

(2) 収入調定後における主なる未收金

十月末現在の未收額は一億七千二百四十五万五千余円  
にしてその中主なるものは次の通りである。

△縣 税	一億四千五百二十六万六千余円
△分担金及び負担金	二百五十五万八千余円
△使用料及び手数料	七百三十四万余円
△寄 附 金	三百二十三万五千余円
△雜 收 入	一千四百八万四千余円

二、一般会計歳出

(1) 十月末現在予算現計額に対する支出比率は四五・  
六%で収入済額比率四八%に比較し二・四%の低率  
あるが、支出状況は先ず順調と謂えよう。又収入、  
支出比率共前年度同期に比し一〇%程度の上昇率を  
示している。

(2) 支出金の内容について別に不正或いは不都合と目

されるものはなく又予算流用においても違法又は不  
適當のものは認めなかつた。只過去検査時指摘し注  
意を促した前渡金並びに概算払に未だ相当期間精算  
せず放置されていたので、会計規則第四十九條、第  
五十條を履行するよう督促の要を認めたと。  
要精算件数金額を示せば次の通りである。

△前渡資金	四五件	五、〇一一、九六四円
(内食糧費)	一六件	三三七、三三七円
△旅費概算払金	五三三件	二、九一九、五八一円

三、一般会計收支の比較状況

○収入済額	十億四千七百二十三万九千余円	(現計予算額に対し 四八%)
○支出済額	九億八千九百七十三万余円	(現計予算額に対し 四五・六%)
○差引額	五千七百五十九万九千余円	(歳入歳出差 二・四%)

前記の通り收支均衡の面では良好と認めるも十月末現在としての予算執行は低調であり、之が原因は起債借入及び国庫補助受入の遅延のためと思考する。

四、特別会計收支の状況

各事業共不振で縣立中央病院事業並びに縣印刷事業以外は特に低調なることが目立ち従つて收支も渺々しくない。毎回指摘する処であるが有名無実と認められる事業は併合又は廃止等効果的綜合事業とすることが望ましく。なお無畜農家解消事業費十三万一千余円、競

馬事業費四十八万一千余円は夫々超過支出で一般会計運用金に依存しているが、特別会計の性質上之等に對し別途一時借入をなす等処置すべきで、何れにしても常に收支の均衡については意を用いるべきである。尙競馬事業費四百二万余円は精算未了となつてゐるが早急整理を要すべきである。

五、現金出納

本庁に於ける現金出納は正確であり良好と認められた。

六、証券出納

現在迄の処有價証券の出納はない。

七、物品出納

本庁に於ける物品出納は概して良好と認められた。

金庫運用金状況

一般会計歳入額	十億四千七百二十三万九千三百七十四円四十七銭
同 歳出額	九億八千九百七十三万八千八百八十五円九銭
同 差引額	五千七百五十九万九千二百三十二円三十八銭
特別会計歳入額	五千三百七十六万九百二十七円五銭
同 歳出額	五千一百八十一万五千六十三円六十六銭

同 差引額 一百九十四万五千八百六十三円三十九銭

一般特別会計差引額合計 五千九百四十五万五千九百七十七銭

内 二千万円 山陰合同銀行定期預金

差 引 額 三千九百四十五万五千九百七十七銭

内 六百万円 金庫契約による準備金(当座)

差 引 三千三百四十五万五千九百七十七銭

支払準備普通預金

外に歳入歳出外現金保管 二百六十六万六千八百三十四円三十五銭

九、記帳其の他会計事務の処理状況

(1) 各帳簿の記載整理は良好と認められた。

(2) 支払証憑書中不備な点が散見されたが会行規則第三十四條の履行徹底方を要望する。